

がん化学療法について

- 当院では、がんの患者さまに対し標準的な抗がん薬治療を外来・入院で行っています。

外来では専用の部屋（外来点滴室）において、患者の皆様が普段の生活を送りながら「安全」「安心」に治療が行えるような環境の提供に努めております。抗がん薬治療に精通した看護師が医師および薬剤師等と協働し、悩みや負担を軽減できるようサポートしています。

- 当院で投与される抗がん薬はすべてレジメン管理されています。レジメンとは「抗がん薬の用法や用量、スケジュールなどを明記した治療計画」のことを言い、当院で使用するレジメンは医師、薬剤師、看護師、ケースワーカー、検査技師、栄養士などからなる化学療法委員会にて、治療の妥当性などを考慮し、審査・承認を行ったうえで登録されたレジメンのみを使用し治療を行っています。

- 抗がん剤治療では、患者さま自身が行うセルフケアで副作用の出現を抑えたり、症状の軽減を図ることが必要となります。その都度、医療者からのアドバイスが必要な場面も多く出てきます。当院では、副作用に対する対策も含め、がん治療に関する相談にいつでも担当者に連絡がとれる体制を取っています。また、緊急時に対応可能な救急体制も 24 時間取っており、必要があれば入院ができる体制もとっています。

相談方法：0246-63-2181(代表)

平日： 8：30～16：00 →受診外来へつなぐようお伝えください。

夜間・休日： →救急外来へつなぐようお伝えください。

後発医薬品使用に関する体制について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。

- 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます
- 医薬品の供給不足が生じた場合、以下の対策を講じて速やかに適切に治療計画等の見直しを行います
 - ① 代替品（後発医薬品、先発医薬品）の調査と確保
供給不足になった医薬品の同一代替品（他社販売の後発品または先発医薬品）をMRやMSと協議を行い確保に努める
 - ② 薬事治療委員会での審議
同一代替品がない場合、薬事委員会において薬剤部からの提案に関し、医学・薬学的見地から代替品に関して審議を行い、同一薬効、同系統薬剤の確保を検討する
 - ③ 一般名処方の推進
院外処方に対する一般名処方を促進し、調剤薬局への対応軽減を図る
 - ④ 治療計画の見直し依頼
供給状況に応じて治療計画の見直しを依頼し、代替可能な薬剤への切替を検討
 - ⑤ 患者への説明
薬剤の変更や治療計画の変更について、患者に十分に説明するまたは説明を依頼する
 - ⑥ 地域薬局との連携
地域の薬剤師会や地域連携薬局（門前薬局）などと協力し、医薬品を相互に供給し合う
- 医薬品の供給状況によっては、投与する薬剤を変更する場合がありますが、その際は患者様には十分説明いたします。

ご理解とご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にご相談ください。

呉羽総合病院病院長

後発医薬品（ジェネリック医薬品）/バイオ後続品（バイオシミラー） の使用推進について

当院は、厚生労働省の後発医薬品・バイオ後続品の使用促進の方針に従い、後発医薬品・バイオ後続品の使用に積極的に取り組んでいます。

後発医薬品・バイオ後続品の採用においては、当院が定める条件（先発バイオ医薬品と同等/同質の品質、安全性、有効性、十分な情報提供、安定供給）を満たした製品を採用しております。

後発医薬品・バイオ後続品への変更について、ご理解ご協力をお願い致します。

※バイオ後続品（バイオシミラー）とは？

バイオテクノロジーを応用して製造されたタンパク質医薬品の後発品です。

一般名処方への対応と選定療養について

現在、医薬品の供給が不安定な状況が続いております。

当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名（銘柄名）を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名を記載する取り組みを行っております。それにより、調剤薬局において、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じた調剤が可能となり、患者さまに適切に医薬品を提供できるようになります。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

但し、下記のような注意点がありますのでご注意ください。

【長期収載品（先発医薬品）に係る選定療養について】

診療報酬改定により令和6年10月1日から先発医薬品を患者さま自身で希望した際に選定療養費として自己負担が発生します。

【対象となる薬品】

- 後発医薬品が上市されてから5年以上経過した先発医薬品
- 後発医薬品への置換率が50%を超える先発医薬品

【自己負担額】

- 先発医薬品の価格と後発医薬品の最高価格帯との差額の4分の1

【注意事項】

- 外来患者さまが対象となります
- 注射剤も対象となります
- 公費負担患者も対象となります
- 選定療養費は保険給付ではない為消費税が上乗せされます。

【除外となる場合】

- 処方医が医療上の必要性があると判断した場合、又は後発医薬品の提供が困難な場合は選定療養の対象外となります。